

福島県地域防災計画修正素案(原子力災害対策編)に対する県民意見公募(パブリックコメント)及び市町村意見照会の実施結果と県の考え方

1 県民意見公募(パブリックコメント)

番号	ページ	該当箇所	意見等の内容	県の考え方
1	-	総論	<p>今回の見直しに関して先に結論を述べれば、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム「SPEEDI(スピーディ)」はちっとも速くない。解析等に1時間もかけてちゃ駄目だ。モニタリング機能精度向上やスピードアップは死活問題だ。</p> <p>要は、原発緊急時に大半の福島県民は携帯電話やスマートフォン等から国等のモニタリング公開ホームページにアクセスする訳である。だから、サクサクと繋がってリアルタイムのモニタリング情報提供が可能である防災計画にして欲しい。</p> <p>福島県民は初動対応が生死を別ける事を体験しているわけであるから、何十億円もかけて整備したスピーディシステムが肝心な時に最重要情報が最速で県民に届かないでは全く意味がない。緊急時には携帯電話等から簡単にスピーディシステムのシミュレーション画面に繋がって速やかな避難体制がとれるようにして欲しい。この一点に尽きる。</p>	<p>○緊急事態に至った場合、直ちにSPEEDI予測計算が開始され、計算結果はおよそ15分で計算及び配信されます。結果は国、県、関係機関等に直ちに配信されるとともに、国は防災基本計画、県は地域防災計画の規定によりホームページ等にて公表することとされております。</p> <p>なお、現在、福島第一原子力発電所については緊急事態であることから、国はSPEEDIの予測計算結果をホームページ(*)に掲載し1時間ごとに更新しており、またモニタリング結果については国・県ともに結果がまとまり次第、ホームページ等で迅速に公表しております。</p> <p>(*)<a href="http://www.bousai.ne.jp/speedi/SPEEDI_index.html">www.bousai.ne.jp/speedi/SPEEDI_index.html</a>(会議後に追加)</p>

2 市町村意見照会

番号	ページ	該当箇所	意見等の内容	県の考え方
1	64	(5)広域避難 (6)避難所の設置	現在、県が策定を進めている暫定避難手順によれば、本市を含む中通り各市町村は、浜通りからの広域避難者を受け入れることとされている。避難所の開設にあたっては、市町村が対応不能な場合に県が開設するのではなく、広域避難開始と同時に県有施設、県職員を活用した避難所を能動的に開設されたい。	○現在策定を進めている広域避難計画においては、広域避難の実施時には、県有施設も含めあらかじめ選定された避難先施設を開設することとなることから、市町村と連携しながら対応してまいります。
2	77	(イ)スクリーニングの実施	広域避難を想定した場合、避難者に対するスクリーニング及び必要に応じた除染について、誰が、どこで、どのように実施するかの記事が必要ではないか。	○現在策定を進めている広域避難計画を踏まえ、スクリーニング場所や実施体制について具体的に検討し、緊急被ばく医療活動マニュアルや地域防災計画に反映してまいりたいと考えております。
3	20	(4)学校、社会福祉施設、病院等施設における避難計画	これら機関が避難計画を策定するにあたっての、県の役割等を記載すべきではないか。(特に避難先や輸送手段の確保等について) また、病院等では「避難計画を作りようがない」、「県レベルで素案(マニュアル等)を示して欲しい」という意見も出されている。	○御意見を踏まえ修正しました。 一般災害対策編との整合を行い、「P20「(4)学校、社会福祉施設、病院等施設における避難計画」の2行目以降に、「県や関係団体は、計画の作成に助言や協力、調整を行う。」の文言を記載しました。 また、各施設における避難計画策定に関しては、県の関係部局が連携して、計画策定に係る支援を進めてまいります。
4	67	(9)広域的な避難	①「県内避難は市町村間で直接協議」 ②「県外避難は市町村が県に対し受入れ都道府県との協議を求める」 となっているが、広域避難に係る県の役割について、 ①では、県の役割は、計画作成時の市町村の割り振りのみなのか。例えば、発災時に広域避難計画で定めた受入れ市町村以外に避難する場合にも市町村間で直接協議となるのか。県では、市町村間の協議に対し、ルールづくりなど一定の調整を担うべきと考えるがいか ②では、県内各市町村の県外市町村の協定状況を随時把握しているのか。また、県が行う都道府県との協議は今後、何をどのように進めることとしているのか。	○広域避難実施の際には、現在策定を進めている広域避難計画に基づき、避難の受け入れが可能かどうかなどについて、県が各市町村間の調整を行うこととなりますが、広域避難計画どおりに避難の受け入れが実施されない場合においても、各市町村間における調整は県が行うこととなります。 また、各市町村の協定状況については、県において適時把握することとしており、災害時には必要に応じて、県が他都道府県との調整を行うこととなります。 その際は、5県協定や8道県協定、さらにオフサイトセンターを介した調整を進めてまいります。